

大阪市水道局 特名随意契約結果（業務委託）（少額随意契約を除く）

7 月分

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由(注1) (随意契約理由番号)	WTO
1	大阪市水道局庁内情報ネットワーク機能改修等業務委託	情報処理— 情報処理	NECフィールディング株式会社 西日本営業本部 関西第一営業部	¥19,927,600	令和2年7月30日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G4	—

(注1)文中、「地方自治法施行令第167条の2第1項各号」とあるのは「地方公営企業法施行令第21条の14第1項各号」と読み替えるものとする。

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市水道局庁内情報ネットワーク機能改修等業務委託

2 契約の相手方

NECフィールディング株式会社

3 随意契約理由

本業務は、水道局におけるテレワークを含めたオフィス改革の推進に伴う Web 会議機能および外部リモート接続機能の拡充のため、大阪市水道局庁内情報ネットワークの機能改修および機能拡充を行うものです。

大阪市水道局情報システム統合基盤・庁内情報ネットワーク（以下「統合基盤等」という。）再構築および運用保守業務委託については、NECフィールディング株式会社と契約を締結し、同社により構築し、現在運用保守を実施しています。

本業務には統合基盤等に関する専門知識を有するほか、現在稼働中の統合基盤等に障害が発生しないよう、その影響に関して十分に検討し、細心の注意を払ったうえで作業を行わなければならない、万が一、不具合が発生した場合には統合基盤等への影響を最小限に抑える必要があり、その場合には迅速な原因究明と対策が急務となるため、統合基盤等の構成（ネットワーク構成を含む）および設定状況等の知識を有していることが必要となります。

さらに、上記業者を含む複数の業者へのヒアリングにおいて、他の業者が履行し統合基盤等に障害が発生した場合、その原因が統合基盤等固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、本業務における一貫した責任と性能について、保証を持たせることができるのは、NECフィールディング株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局総務部 ICT推進課（電話番号 06-6616-5411）